

○吹田市子ども・子育て支援審議会条例

平成25年3月29日条例第21号

改正 令和5年8月1日条例第14号

令和7年3月31日条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。
- 3 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日条例第21号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。